

社会福祉法人若杉福祉会「音楽でまちづくり事業」報償費の基準規程

令和5年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、運営管理、会計管理、講師へ支給する報償費の額について定めるものとする。

(適用)

(支払基準額)

第2条 報償費の支払をする額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第3条 この規程に定めのない事項については、理事会で協議の上決定する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

種別		適用	金額
管理運営担当		月額	50,000 円
会計管理担当		月額	30,000 円
講師料	音楽指導	時間	6,000 円
	撮影配信指導	時間	6,000 円
	音響オペレート	時間	6,000 円
	照明オペレート	時間	6,000 円
	その他講師	時間	3,000 円